

譯註大日本史二

權中納言從三位源光圀修
男 權中納言從三位綱條校
玄孫 權中納言從三位治保重校

卷之三十三 本紀第三十三

朱雀天皇

朱雀天皇、諱は寛明。日本紀略・歷代皇紀・大鏡。○按ずるに醍醐の皇子の行第諸書異同あり。今、生卒年月を推すに、帝は則ち第十三子、村上帝は則ち第十五子なり。然れども、本書に、或は帝を以て十一子と爲し、村上帝を十四子と爲す。蓋し姓を賜へる皇子を數へざるなり。故に今、本書の舊文に従ふ。母は皇后藤原氏。延長元年七月二十四日丙寅、

外舅右大臣藤原忠平の五條第に生れたまふ。日本紀略。○按ずるに、中右記の元永二年に、四月二十四日と爲し、歷代皇紀、本書の一説、並に曰ふ、四月四日と。今大鏡裏書・皇胤紹運錄に従ふ。

十一月、親王と爲り、日本紀略。大鏡裏書。三年十月、立ちて皇太子と爲りたまふ。扶桑略記。八年二月、始めて書

を讀む。日本紀略。大鏡裏書。九月二十二日壬午、皇太子、禪を宣耀殿に受けたまふ。日本紀略・毘沙門堂所藏記。左大臣兼左近衛大將藤原忠平を以て攝政と爲す。公卿補任・日本紀略・扶桑略記。右大臣兼右近衛大將藤原定方、故の如し。公卿補任。醍醐

帝を尊びて太上天皇と曰ふ。○本書に、日闕く。二十六日丙戌、麗景殿に朝して上皇の疾を問ひたまふ。日本紀略・醍醐寺雜事。記に引ける李部王記。皇弟章明を以て親王と爲す。日本紀略。一代要記。是の日、上皇崩じたまふ。冬十月十日庚子、醍醐天皇を葬る。十一月五日、甲子、中六條院火く。二十一日庚辰、

譯註大日本史 卷之三十三 本紀第三十三

一 宣耀殿 大内裡の一殿、麗景殿の北にある。女御或は親王の御座所と爲り、節會に關白の直廬に充つることもある。(一ノ四二九參照)
二 麗景殿 宣耀殿に隣り、御居住者の資格前と同じ。

天皇位に大極殿に即きたまふ。時に年八歳。日本紀略。十二月九日、戊戌、文德天皇の國忌を廢して、

醍醐天皇の國忌を置く。日本紀略。十七日丙午、攝政忠平左近衛大將を罷め、右大臣兼右近衛大將藤原定方

左近衛大將に轉じ、大納言藤原仲平右近衛大將を兼ぬ。公卿補任。

承平元年辛卯、春正月庚申朔、諒闇を以て朝を視ず。日本紀略。諸の節會を停む。日本紀略。十二日辛

未、地震ふ。貞信公記。二十八日丁亥、雷なる。日本紀略。二月八日丙申、京師盜多きを以て、近衛・衛

門・檢非違使に命じて、毎夜巡捕せしむ。十三日辛丑、雹を雨らし、風雷あり。扶桑略記。脩明門の陣座に

震す。扶桑略記。十八日丙午、大極殿に驚の怪あるを以て、七寺に誦經せしむ。貞信公記。三月二日庚申、

地震ふ。日本紀略。扶桑略記・西宮記。○按ずるに、紀略に庚午に作れども、今、干支を推

地、震ふ。すに、庚午は即ち十二日なり。然れども、略記も亦二日と爲す。故に之を訂す。二十四日壬午、伊勢以下六社

に奉幣して即位を告げたまふ。日本紀略。夏四月十七日乙巳、使を宇佐宮に遣はす。日本紀略。西宮

日甲寅、改元。日本紀略。扶桑略。閏五月三日庚寅、地震ふ。日本紀略。七日甲午、霖雨を下す。扶桑略記。北山

十一日戊戌、常平所の穀を糶す。日本紀略。二十七日甲寅、僧を弘徽殿に召して讀經せしめ、大般若經を諸寺に

轉讀せしむ。日本紀略。六月四日庚申、虹有り、承明門に見はれ、日本紀略。扶桑略。二十三日己卯、又承明門・

太政官廳に見はる。日本紀略。扶桑略記。○貞信公記には長樂門に作る。二十八日甲申、中務省に人馬の聲有り、鬼物弘徽殿に見は

る。古今著聞集。秋七月二日丁亥、法皇不豫。貞信公記。三日戊子、鸞の太宰府の警固所に集れることを占ふ。五

日庚寅、法皇疾を以て、諷誦を七寺に修せしむ。日本紀略。七日壬辰、月心を犯す。貞信公記。十九日甲辰、法

皇崩じたまふ。日本紀略。扶桑略。九月五日己丑、宇多天皇を葬る。日本紀略。○按ずるに扶桑略記・大鏡裏書に、八

月と爲す。故に九月癸巳、醍醐天皇の忌月なるを以て、重陽節を廢す。日本紀略。年中行事に引ける。冬十一月甲

申朔、日之を食するあり。日本紀略。年中行事。二十八日辛亥、醍醐皇后を尊びて皇太后と爲したまふ。日本紀略。

大鏡裏書・一代要記。○扶桑略記。是の月、心喪を以て大嘗を停む。貞信公記。十二月十日癸亥、天下に官符して、

農桑を催勸し、不堪佃田を墾開せしむ。政事要略。二十五日戊寅、始めて紫宸殿に御して朝を視たまふ。雅

三 脩明門 大内裡外扶桑郭門
の一、建禮門の西端にある。
四 陣座 紫宸殿の傍、月花門
と並んである。節會のとき、
當官の公卿著座の所。

五 常平所 (一ノ二二、四一
一参照)
六 糶 うりよねと訓ず。貯へ
たる米を發し出すこと。又賣
り出すこと。

七 諷誦 (一ノ四五〇参照)
八 重陽節 九月九日の節句、
此の日、主上南殿に出御、節
會を行はる。
九 心喪 心の中で喪に服す
る。即ち社會の事に關係して
も、心では喪制を守つて慎み
居ること。
一〇 不堪佃田 人口の割合よ
り田が多くあつて班給したる
後に、剩田と爲り、荒蕪した
田を云ふ。

子内親王を卜定して齋宮と爲し、婉子内親王を齋院と爲す。日本紀略・貞信公記○雅子婉子は、紀略に據る。是の歳、竹枯る。日本紀略・皇

二年壬辰、春正月二十五日丁未、地震ふ。日本紀略 二十九日辛亥、鹿の承明門に入る有り。三月十三

日乙未、諸社に奉幣して、疫癘を禳ふ。扶桑略記 二十一日癸卯、地震ふ。夏四月癸丑、朔地震ふ。日本紀略

十二日甲子、使を京中に遣はして、病民を賑給せしむ。十三日乙丑、諸社に奉幣して、疾疫を禳ふ。貞信公記

五月壬午朔、日之食する有り。貞信公記・日本紀略・扶桑略記 二十五日丙午、牛の官廳に入りしことを卜す。

鼠官印の色を嚙む。六月三日甲寅、狐有り、侍從所の納言座に升る。扶桑略記 十六日丁卯、雨を祈る。貞信公記

二十六日丁丑、地震ふ。秋七月十九日己亥、詔して、服御常膳の四分の一を減ず。日本紀略 八月四日

癸丑、右大臣兼左近衛大將藤原定方薨す。公卿補任・日本紀略・扶桑略記 十三日壬戌、虹日華門の官廳に見はる。貞信公記

二十五日甲戌、兵庫倉の町間倉故なくして倒る。扶桑略記 己卯晦、大納言兼右近衛大將藤原仲平左近衛

大將に轉じ、大納言藤原保忠右近衛大將を兼ね。公卿補任 九月三日壬午、穢を以て御燈を停む。山槐記元曆元年

二十日己亥、常陸太守貞眞親王薨す。貞信公記・一代要記・皇胤紹運錄 二十二日辛丑、大神寶使を發す。貞信公記・日本紀略 冬十月

二十五日癸酉、御禊。貞信公記・日本紀略・扶桑略記 十一月十三日辛卯、大嘗。貞信公記・日本紀略 〇按ずるに書に十六日に係くるは誤なり。十二月十九日丙寅、詔して再び服御常膳の四分の一を減ず。日本紀略

三年癸巳、春正月戊寅朔、朝賀を停む。日本紀略 二十三日庚子、京師盜多きを以て、諸衛に敕して番

を結び、夜ごとに巡察せしむ。日本紀略 二月十三日己未、大納言藤原仲平を以て右大臣と爲す。日本紀略

公卿補任。十六日壬辰、朱雀院に御して、侍臣の歩射を試みたまふ。花鳥餘情に引ける李部王記 夏四月丁未朔、若狹雉

雛の四足なるを獻ず。扶桑略記 之を大内山に放つ。〇花鳥餘情に引ける李部王記 二十七日癸酉、仁王會を京中の三十一堂

及び天下諸國に修せしむ。日本紀略 六月三日戊申、諸陵寮火く。日本紀略 二十五日庚午、八十島祭す。日本紀略

秋七月十一日乙酉、是より先、犬有り、紫宸殿の版位に矢す。其の占に兵革ありと。是の日東海。

譯註大日本史 卷之三十三 本紀第三十三

一 卜定 トとは龜の甲を灼き、その縦横のわれ目を見て吉凶を判斷す。即ち未嫁の皇女を卜して齋宮に充つ。若し卜食せざるか、或は皇女なき時は世次によりて女王を簡びて卜す。

二 承明門 建禮門内の廊門の一、紫宸殿の南階と相對す。

三 侍從所 右務省の侍從の居る所、侍從局のこと。

四 納言の座 大納言の職掌を令に定めたる項に、侍從殿替を掌るとあるは中務卿も同一である。が、これは常侍官の侍從を兼ねる意にあらず。たゞ少納言は職制として三人ともに侍從八人の員内に屬す、その居所をいふ。

五 日華門 内裡の門、又中門ともいふ、左近衛陣とも號す。

六 御燈 公事根源には、天子北斗（七星の一）に燈明を奉る儀。一説には北斗は誤にて北辰なりといふ。

七 太宰 親王の國司に任ずるを太宰といふ。其の任國を上總、常陸、上野の三國とす。太宰は國に下らず。介が實際の政務に當つてゐた。

八 大神寶使 二十一年に一度大神宮に神寶を奉るその使者をいふ。

九 八十島祭 天皇即位の後に住吉、大依羅海、無水、住道の神十四座を祭る。

二〇 版位 百官の位次を定むる板札。（一ノ四四六參照）

扶桑略記。

扶桑略記。

10

寸の西

曆寺の

い。豊財館會を行ふの

三 續糸は力を縛ること
四 下知は國語、命令

一五 每條牒示 一條毎に官文

二六 保長 京程南北一千七百

五十三支、東西一二五回、
中央より左京右京に分ち、九
条二つの、壺し一條の内こ四

坊あり。一坊の内に十六町あり。

保ごとに長がある。こゝに

である。

二七 科責 罪をせめること
辭書に科とは科罪の如く猶斷

罪と言はんか如しとある

二九 根本中堂 叡山の本堂
初め傳教大師が三堂を創

し中を一乘止觀院 北を
珠堂、南を一切經藏と稱した

この一乗比叡院は中央なる
故に中堂といひ、また一山

於ける中心たるの意で根本
二字を冠したのである。(一)

二五三參照

日己卯、地大に震ふ。日本紀略 二十七日辛卯、雨を諸社に祈る。扶桑略 五月四日丁酉、百僧をして大般若

經を大極殿に讀ましむること三日、雨を祈る。日本紀略 九日壬寅、東大寺の講堂を慶す。扶桑略 六月二

十八日辛卯、諸社に奉幣して、海賊を平げんことを祈る。日本紀略 秋九月癸巳朔、左衛門府の官屬盜十

三人を捕獲す。是の月、烏、報時籤を銜みて去りしを以て、不動法を常寧殿に修すること七日。扶桑略 冬

十月七日戊辰、菊花宴。日本紀略 是の歳、下總の人平將門常陸大掾平國香を殺す。歷代皇紀 將門記

六年丙申、春正月辛卯朔、雨を以て朝を輟む。三月五日甲午、大元法を豐樂院に修して、海賊を厭

除し、十二日辛丑、又、治部省に修す。日本紀略 夏六月、從四位下紀淑人を以て伊豫守と爲し略記には

る。海賊を追捕せしむ。賊帥小野氏彥等衆を率ゐて降る。扶桑略 秋七月十四日庚子、大納言兼右近

衛大將藤原保忠薨す。日本紀略 公卿補任。八月十五日辛未、大納言藤原恒佐右近衛大將を兼ね。任。霖雨を軒廊

に占す。北山鈔に引ける貞信公記 十九日乙亥、左大臣忠平を以て太政大臣と爲し、攝政は舊に仍る。日本紀略 九月

十二日戊戌、徽子女王を卜定して齋宮と爲す。十二月八日壬辰、日本紀を宜陽殿に講ぜしむ。日本紀 是

の歳、延命院を延曆寺に造る。寂居要記 七年丁酉、春正月二日乙卯、日之を食するあり。日本紀略 西宮記・百鍊鈔・二條紀。○按ずるに、二日は日食に

今甲子を推すに、去年十二月大盡、甲寅晦にして、今年正月乙卯朔なり。而して、此に二日乙卯と爲すは、蓋し

當時元日の日食を諱み、去年十二月を以て小盡とし、甲寅を以て今年正月朔と爲せるならん。今輒く改めず。西宮記・日本紀 四日丁巳、天皇

元服を紫宸殿に加ふ。日本紀略 五日戊午、大極殿に御して朝賀を受けたまふ。略・扶桑略記。宮に還りて

賜すること差あり。七日庚申、紫宸殿に御したまふ。公卿表して元服を賀す。詔して人ごとに爵を

賜ふ。日本紀略 二十二日乙亥、右大臣藤原仲平を以て左大臣と爲し、大納言藤原恒佐を右大臣と爲す。日本紀略 公卿補任。二月甲申朔、太宰府白雉を獻ず。十九日壬寅、熙子女王を以て女御と爲す。三月甲寅朔、雪雹

を雨らす。日本紀略 壬午晦、中務卿代明親王薨す。日本紀略 秋九月八日丁巳、敕すらく、

諸司官人ノ使ヲ奉ズルモノ、病百二十日ニ滿チテ、意ニ任セテ淹留シ、故ナクシテ上ラザルモノ

三〇 報時籤 時刻を刻みたる竹片即ち籤。

三一 菊花宴 朝廷にて毎年十月五日殘菊宴として十月五日に行はれ、羣臣詩を作り、酒を賜ふ。本文七日とすれど同じ事なるべし。

三二 平將門 桓武天皇の皇子葛原親王の支孫、鎮守府將軍良將の子、下總豐田郷に據り、關東を侵略して偽宮を岩井郷に置きしが、天慶三年誅せられた。

三三 平國香 桓武天皇の曾孫高聖王の子、常陸の大掾となり、國府即ち今の石岡町に居り、常陸國を總管せしが、姪將門の爲に殺さる。

三四 大元法 大元帥法と書く。即ちだいげんのはふと讀む。正月八日より七日間治部省にて、大元帥明王を本尊として行ふ大法會をいふ。本尊は四面八臂の忿怒尊にして、常には息災に修し、亂世には強敵の調伏に修す。眞言宗にて専ら行ふものである。

三五 厭除 はらひのぞく。辟源に讓なりとある。

三六 軒廊 紫宸殿の南廂と陣座の間にある廊。即ち内裡の日華門（左近衛陣）を通過して軒廊に入る。

三七 延命院 比叡山の釋迦堂は又法華延命寶幢院といふ。西塔の本堂ともいふ。

三八 賜賚 あたへたまふ。

ハ、恒典ニ準ジテ官ヲ解ケ。但、親ノ病ト稱スルモノハ、實ヲ搜リテ量リ免セヨ。

政事要略。是の月深紅色の禁を申嚴す。冬十月十八日丁酉、鷺の大極殿の鴟尾に集れることを占す。十一月、甲斐言す『富士山焚く』と。略。日本紀。十二月十一日庚寅、大神宮に奉幣す。北山鈔・中右記永久三年。

天慶元年戊戌、春三月四日辛亥、圖雞を觀たまふ。略。日本紀。夏四月十五日壬辰、地大に震ひ、扶桑略記。

内膳司類れ、壓死するもの四人、略。日本紀。之を占す。扶桑略記。是の月を竟ふるまで、地日に震ふ。日本紀。

略。五月二日戊申、天皇不豫。略。日本紀。五日辛亥、端午節を停む。記。右大臣兼右近衛大將藤原恒佐薨す。日本紀略・扶桑略記。

日本紀略・扶桑略記。二十二日戊辰、改元。記。○愚管抄・扶桑略記には二十三日と爲す。二十六日壬申、大雨。河溢れ、地震ひ、六月三日戊寅、又大に震ひ、二十日乙未、又震ひ、鴨河溢れ、民屋多く壞る。略。日本紀。二十三日

戊戌、中納言藤原實賴右近衛大將を兼ね。公卿補任。西宮記。秋七月三日戊申、神社佛寺をして仁王經を讀ましめ、地震を禳ふ。外記。二十七日壬申、幣・走馬を諸社に奉りて雨を祈る。略。日本紀。八月三日丁丑、地大に震ひ、六日庚辰、又大に震ふ。山槐記元暦二年。外記。冬十月九日壬午、宇佐に奉幣して、地震を禳ふ。二十一日甲午、地數震ひ、略。日本紀。十一月十二日乙卯、又震ふ。○醍醐寺雜事記に引ける李部王記。十二月六日己卯、大雪。深さ丈許。略。日本紀。

二年己亥、春正月二日甲辰、春日神殿に聲あり、鼓の如く、又鳴鑄の聲あり。三月四日丙午、祭主に命じて坂東の兵革を禳はしめ、六府の宿衛を申嚴にす。是の月、太宰府高麗の使者を却還す。夏四月十七日戊子、出羽言す『俘囚亂を作す』と。二十九日庚子、盜を索む。略。日本紀。五月十五日丙辰、諸社に奉幣して兵革を禳ふ。外記。日本紀略。十九日庚申、十五大寺及び諸社をして坂東の兵革を禳はしむ。六月二日壬申、丹生・貴布禰に奉幣して、雨を祈る。外記。日本紀。四日甲戌、星晝見はる。外記。日本紀略。十二日壬午、諸社に奉幣して雨を祈る。外記。日本紀。十五日乙酉、虹あり、二十許所に見はる。略。日本紀。二十日庚寅、大極殿に讀經せしめ、以て雨を祈る。外記。日本紀。秋七月八日丁未、旱を卜す。九日戊申、十一社に奉幣して、雨を

三九 鴟尾 屋棟の兩端樸風（はふ）の上の大瓦にて 宮殿等の大棟の端に取り附けたる飾物。その形靴を立てたる如きを以て、くつがた、又しび、とびのをともしふ。鴟尾、蚩尾、鴟吻等の文字を用ふ。（一ノ三九八參照）

四〇 内膳司 天皇の御膳を總管し、進食を先づ管むることを掌る。宮内省の被官。

四一 仁王經（一ノ一二七參照）

四二 鳴鑄 鑄矢（かぶらやぶ、鐵の一種、木にて圓く長く眼らめて作り、中を空にし、三孔を穿ち、雁股を添へて作る。射れば空氣を通じて響く。其形燕に似たる故に名づく。）

四三 坂東の兵革 將門等の兵亂。

祈る。外記日 十二日辛亥、仁王經を十五大寺・延暦寺に讀ましむること三日。北山 十五日甲寅、尊勝法を延暦寺に修せしむること五日。雨を祈る。扶桑略記。八月十一日己酉、尾張言す『盜守共理を射殺す』と。日本紀略。〇共 是の月天皇不豫。二十五日癸亥、法を諸寺に修せしむること五日。天皇の病を禱る。理の姓闕く。〇共 是の月天皇不豫。二十五日癸亥、法を諸寺に修せしむること五日。天皇の病を禱る。

二十八日丙寅、地震ふ。外記日 九月三日庚午、千支を推して之を訂す。今 京師の街衢に、木を刻みて神と爲し、兒童群り聚り、供敬拜禮す。扶桑略記。冬十月十日丁未、地震ひ、十五日壬子、十八日乙卯、又震ふ。外記日 二十三日庚申、僧六十人を度して、皇太后の病を禱る。日本紀 十一月十四日辛巳、天皇始めて史記を讀む。外記日 十五日壬午、幣・神寶・走馬を石清水以下八社に奉りて、承平七年皇太后の病を禱るに賽す。外記日 〇日本紀略に曰く、幣・神寶・走馬を七社に奉りて、太后の不豫を禱ると。二十一 日戊子、平將門反して、常陸介藤原維幾を執ふ。武藏權守興世王之に應ず。將門 十二月十一日丁未、將門下野を陥れ、十五日辛亥、上野を陥る。是の月武藏・相模を略し、國守を刳し、印鑰を奪ひ、將門記。遂に自ら新皇と號し、記。都を建てて百官を置く。扶桑略記。是より先、前伊豫掾藤原純友、海賊を招集し、南海・山陽二道を刳掠せしが、是に至りて將門に應じ、外記日 古事談。潜に人を遣はして、穴を東西京に行たしむ。京師騷擾す。扶桑略事談。〇按ずるに、日本紀略承平六年六月に、純友、伊豫國日振島に屯聚し、官物・私財を抄掠すと書し、是の月壬戌の條に、又前伊豫掾藤原純友、海賊の首たりと書す。外記日 記を考ふるに、十二月二十一日伊豫國解に、前掾藤原純友去る承平六年海賊を追捕する宣旨を蒙る。而るに、近來兵を率ゐて海に浮ばんと欲し、部内騷動すと。此に據れば承平六年は、猶未だ反せずして、是の歲始めて反せしなり。故に之に従ふ。二十六日壬戌、藤原純友備前介藤原高・播磨介島田惟幹を執ふ。日本紀略。〇按ずるに本書に、子高の姓闕く。今扶桑略記・外記日記に據りて之を補ふ。二十九日乙丑、信濃に敕符して、兵を發して境に備へしめ、又東西警固使を發す。是の日諸衛を戒め、三關を固くす。日本紀略。是の歲右衛門權佐源俊等を以て推問東國使と爲す。外記日 記。推問東國使は、日本紀略に據る。〇本書には東國密告使に作る。

三年庚子、春正月丁卯朔、日之を食するあり。百鍊鈔。元會には賊起るを以て殿に御したまはず。樂を徹し、曆貞和三年。腹赤奏を停む。和三年。從四位上藤原忠舒を以て東海道追捕使と爲し、從五位下小野維幹を東山道追捕使、右近衛少將小野好古を山陽道追捕使とす。日本紀 六日壬申、叙位を停め、天

野維幹を東山道追捕使、右近衛少將小野好古を山陽道追捕使とす。日本紀 六日壬申、叙位を停め、天

野維幹を東山道追捕使、右近衛少將小野好古を山陽道追捕使とす。日本紀 六日壬申、叙位を停め、天

野維幹を東山道追捕使、右近衛少將小野好古を山陽道追捕使とす。日本紀 六日壬申、叙位を停め、天

野維幹を東山道追捕使、右近衛少將小野好古を山陽道追捕使とす。日本紀 六日壬申、叙位を停め、天

四四 尊勝法 延長三年叡山の尊意が、祈雨の爲に修せしが初にて、佛頂寺を本尊として一切の事を祈る修法。此の時の護摩を尊勝護摩といふ。四五 守 國守のこと。

四六 度 出家のこと。(一、一八參照)

四七 興世王 平將門の謀主。四八 印鑰 國司の正印と鑰(かぎ)。

四九 都を建つ 今の茨城 北相馬郡。舊守谷驛の東北にて南北五町東西三町許に守谷城址(相馬城址ともいふ)があるのがそれである。

五〇 藤原純友 權中納言長良の曾孫。長範の子。

五一 追捕使 部内の奸惡の徒を逮捕鎮靜することを掌る。多くは國司 郡司の武藝才幹ある者を擧げて之に任ず。

諸衛の次官以上には弓箭を帶はしめ
國太曆貞和三年（一〇六二）
日本紀略

一日丁丑、東海・東山二道に官符して、勇士を募る。其の魁帥を殺せしむるを賞す。扶桑略記。十三日己卯、諸社に奉

幣す。鈔。十四日庚辰、追捕区則俊を命ず。
神上正統記、織原鈔
 二十一丁亥、參議伴保平を遣はして、大神宮に奉幣！
さのやすひら

て、賊亂を平げんことを祈る。
勅仰 二二二
(五四) 扶桑略
 二十五日辛卯、遠江・伊豆言す『賊、

河の岫崎關を破り、國分寺を捉め、管領佐々木元就將明を討たしむ。日本紀略、扶桑略記。二十二日戊午、仁王會を綾綺殿に修しりようきてん(五七)

賊を平げんことを祈る。○諸書に二月十四日に係く。今日本紀略。○緒略には二十五日と爲す。九日乙亥、藤原秀郷に據りて、秀郷の奏至るの日に係く。

「奇月珠こ犬す」と。
ひでよ(三五九)
さだもろ(五八)

平貞盛等の功を賞して官位を進む。又、藤原滋茂、しげもち將門の爲に印^{いん}鑰^{やく}を奪はれしを以て任を停む。紀日

夏四月丙申朔、國用乏しきを以て、有雲を伺ひて六月乙未朔、日之を食するあり。秋八月二十日癸丑、石清水以下

二社に奉幣して南海の財を云々くにかげ讃岐介藤原國風
略日本紀

十六日己未扶桑略記・諸國の兵士を徴發し、警固使を分ち遣はす。日本紀
尾張・參

朱紫は衣服や官印の紅の朱、紫の色より出づ。高適の詩に

衣綬方に朱紫」とある。又書に「相國丞相は秦の官に

三面六臂を具し、金鉢杵を
り、印相を結び、大白牛に

五四 南神宮寺 金山彦命を

する所、今の清見關は是處

政官より諸國に下した

五八 平貞盛 常陸大衆國
宴如女の舞を待月
在所となりしこともある

五九 藤原秀郷 左大臣魚
養、村准の子、田原藤太

六〇 旬宴 月夜に目
を賜ひ、政事をきこしめ

後には夏 冬の二季、及

一、月、夕、三、日、富、水、之、時、也、

遠江、各十戸及び伊勢員辨郡を大神宮に奉りて、賊の平ぎしに賽す。扶桑略 二十八日辛酉、伊勢已下

の諸社に奉幣し、二十五戸を石清水に加封す。壬戌晦、始めて五壇法を延暦寺に、大元法を法琳寺に修

幣す。日本紀 是の月、風雨。穀登らず、民庶大に飢う。扶桑略 九月三日乙丑、石清水・賀茂上下の社に奉

幣す。西宮 記。十二日甲戌、狐内印櫃の鎖匙を銜みて去る。十五日丁丑、雉外記局の北壇に入る。十七日己

卯、日前國懸の神殿の戸鳴る。冬十月七日己亥、菊花宴。二十二日甲寅、安藝・周防言す、『純友、太

宰府を陥る』と。二十七日己未、相模言す、『國分寺・定額寺の佛像汗出づ』と。十一月七日戊辰、周

防言す『賊、鑄錢司を焚く』と。日本紀 二十一日壬午、毗沙門天の調伏法を住吉の神宮寺に修するこ

と。二七日。扶桑略 帝。十二月七日戊戌、大雪、深さ三尺。十九日庚戌、土左言す『賊、八多郡を焚く』

と。日本紀 是の月、出雲秋鹿郡の黒島淪沒す。古今著 右衛門權佐源俊等が官を復す。外記日

四年辛丑、春三月、客星西方に見はれ、光、白虹の如く、月を経て沒す。扶桑略 夏五月十九日戊寅、

征南海賊使小野好古奏す『賊、太宰府を劫掠す』と。參議藤原忠文を以て征西大將軍と爲し、之を討た

しむ。六月二十四日癸丑、近江・美濃・伊勢の兵を右近馬場に關す。秋七月七日乙丑、是より先、伊

豫警固使橘遠保○本書には橘を高階に作る。 今扶桑略記・古事談に従ふ。純友を獲て之を誅し、是の日、首を京師に傳ふ。日本紀略 遠保

は、扶桑略記・外記。十六日甲戌、藤原慶子を以て女御と爲す。日本紀略 是の月十六日に奉幣し、七大寺・

延暦寺・東西二寺に讀經して、雨を祈り、諸國に官符して、年穀を祈らしむ。北山 八月七日甲午、書に

は甲子に作る。今干支を推して之を訂す。日本紀略 外記日記。九月丙申、使を遣はして幣帛を石清水・賀茂に奉らしめ、

純友の餘黨を平げんことを祈る。九月六日癸亥、追討凶賊使源經基、賊魁桑原生行を獲たり。十五日壬

申、太宰府驛を馳せて、賊亂を奏す。十九日丙子、備前驛を馳せて奏す『賊藤原文元・三善文公等

亂を作す』と。二十二日己卯、播磨驛を馳せて奏す『三善文公を獲たり』と。外記日 二十五日壬午、

版位の制を定む。拾芥鈔 冬十月二十六日壬子、但馬賊藤原文元等が首を京師に傳ふ。外記日 丙辰晦、

譯註大日本史 卷之三十三 本紀第三十三

六一 壇法 (一ノ四五七參照)

六二 法琳寺 山城國宇治郡小栗栖にあり。大元帥法を此に修したが、後には治部省にて行ひ、朝廷の大會となつた。

六三 内印櫃 内印とは俗に御證印といひ、文に天皇御璽の四字を書し、五位以上の位記並に諸國に下す公文に印す。櫃は印を納むる箱。

六四 鎖匙 鍵(かぎ)のこと。通鑑の註に「鑰は關壯なり、今之を鎖匙といふ」とある。

六五 外記局 太政官の外記の出仕する所、外記廳に同じ。大内裏建春門の東にある。(一ノ四二四參照)

六六 日前國懸 紀伊國海草郡宮村秋月にあり。官幣大社、二社一鏡に存す。日前神社は天祖天照大神の御靈日矛を祀り、國懸神社は大神の前の御靈日鏡を祀る。之を紀伊座大神といふ。

六七 定額寺 敕願寺のこと。(一ノ二九七參照)

六八 藤原忠文 左大臣緒嗣の曾孫、參議校良の子。

六九 小野好古 太宰大貳葛弦の子。

太政大臣忠平攝政を罷む。外記日記・歷代皇紀・公卿補任・一代要紀。○愚管抄・攝關傳には二十日と爲す。十一月八日甲子、忠平を以て關白と爲す。

○公卿補任・扶桑略記・帝王編年記・外記日記。○日本紀略・愚管抄・一代要紀、並に二十八日に係く。二十九日乙酉、太宰府俘獲佐伯是基及び桑原生行の首を京師

に傳ふ。外記日記。十二月二十九日甲寅、天下に大赦す。日本紀。是の歳、豐稔。扶桑略記。

五年壬寅、春三月十四日戊辰、公卿大夫、内外五位以上の官長、秀才、明經及第の儒生に詔して、

各封事を上り、時政の得失を陳べしむ。日本紀。十六日庚午、地震ひ、十七日辛未、數震ひ、十八日

壬申、又震ふ。十九日癸酉、狐有り、殿に登る。閏三月十八日辛丑、地震ふ。外記日記。夏四月八日辛酉、

神祇祐大中臣正直、白鳥を獻ず。日本紀。九日壬戌、使を遣はして東西京の饑餓疫疾者に錢を給す。外記日記。

十四日丁卯、外記日記に己卯に作るは誤なり。幣帛・神寶を大神宮に奉る。日本紀略。神寶は外記日記。記の宣命の文に據る。二十七日庚辰、

宇佐・香椎に奉幣す。日本紀。始めて石清水の臨時祭を修す。扶桑略記。北山鈔に引ける李部王記。江家次第・年中行事。二十九日壬午、賀

茂社に幸したまひ、神寶・走馬を奉りて、賊の平ぎしに賽す。日本紀略。○按ずるに、本書に二年四月二十五日とするは、亦書せる者の誤なり。賀茂の

行幸此に始まる。歷代皇紀・愚管抄・濫觴鈔・拾芥鈔。五月十六日己亥、深紅色の禁を申嚴す。六月二十一日癸酉、東遊・走

馬を祇園社に奉りて、亂の平ぎしに賽す。○一代要紀には二十五日と爲す。秋八月十一日壬戌、大風屋を發き、樹を抜く。

九月八日己丑、宜陽殿に聲有り、物の墮つるが如し。日本紀。冬十一月五日乙酉、大神宮に奉幣す。日本紀略・西

紀。十五日乙未、出雲言す『新羅の舟七隻、隱岐に至る』と。日本紀略。

六年癸卯、春三月四日壬午、太宰府言す『壹岐島の牡牛、犢を生む。二尾・八足なり』と。十二日

庚寅、穀倉院火く。十五日癸巳、京師、訛言を以て、齋居するもの多し。日本紀。是の春、竹實る。東寺長者

補任。夏四月戊申朔、日之を食するあり。日本紀略。二十日丁卯、孔雀經法を禁内に修す。補任。東寺長者

日己巳、官廳に物有り、白色にして踊り且つ鳴く。五月戊寅朔、地震ふ。十七日甲午、百僧をして大極殿

に讀經せしめて雨を祈る。日本紀。二十七日甲辰、故廢太后藤原氏の位號を追復す。日本紀略。本朝文粹。丙午晦、蹴

鞠を溫明殿に觀たまふ。西宮記に引ける李部王記。是の月、石清水・賀茂以十一社に奉幣して、年穀を祈り、鈔。○北山

七〇 秀才 令制にては貢擧の

人の省試に及第したるのを

云ひしが、後には文章得業生

をいふ。

七一 明經 同じく明經即ち經

書の省試に及第したもの。

七二 封事 密封して上る上

書。

七三 東遊 東舞といふ。我國

東國の風俗歌に合せて舞ふ。

故に名づく。

七四 齋居 齋は穢清淨の義、

穢罪の謂、齋居はものいみし

て家居すること。

七五 廢太后 名は高子、藤原

長良の女、清和天皇の后とな

り、陽成天皇を生む。宇多天

皇寛平八年皇太后を停廢せら

る。紀略に事秘して知られず

とある。

七六 溫明殿 綾綺殿の東、宣

陽門の内にある。溫明殿の賢

所は天照大神の御靈代として

穀を祈るは、公（七七）五龍祭を修す。鈔北山。是の夏、旱疫。東寺長者 秋七月九日乙酉、十一社に奉幣して雨を祈る。
 事根源に據る。五龍祭を修す。鈔楠任。是の夏、旱疫。
 二十六日壬寅、兵部卿元良親王薨す。八月二日戊申、大神宮に奉幣して、太宰府四王寺の鳴動を禳ふ。
 日本紀略。

七年甲辰、春正月二十八日辛丑、詔して意見を上らしむ。二月六日己酉、盜美濃介橘遠保を殺す。
日本紀
夏四月九日辛亥、大納言藤原實賴を以て右大臣と爲す。
公卿補任・日本紀
略・扶桑略記。二十二日甲子、皇弟茂月親

王を立て、皇太弟と爲し、日本紀略・扶桑略記左大臣藤原仲平なかつひらを以て傳と爲す。公卿補任秋七月二十日庚寅、羽蟻有
り、北野より起る。九月庚午朔、日之を食する有り。日本紀略是の日、左近衛府火く。北山鈔二日辛未、天下

大風。扶桑略記。○按ずるに、本書に三日と爲せど、も、今、千支に據りて、日本紀略に從ふ。京師公私の廬舍多く壞れ、日本紀略、扶桑略記。信濃の國廳壞れ、扶桑略記。守紀文幹壓死す。日本紀略、扶桑略記。十一日庚辰、大雨あり、河溢る。日本紀略。是の月、十五大寺及び有供の諸寺を(七五)

して、般若經を轉讀せしめて晴を祈る。北山鈔。冬十月六日乙巳、群狐有り、左近衛の陣に入る。日本紀略。十一月九日戊寅、四品常明親王薨ず。日本紀略一代要記。

八年乙巳、春三月、天皇不豫。夏五月二十日乙卯、諷誦を七寺に修せしめて之を禱る。日本紀略 秋七月二十六日庚申、太宰府言す、『吳越の人一百人肥前松浦郡栢島まつらのかしはしまに著く』と。是より先、民間訛言くわつげんす、

『志多羅神京に入る』と。是に至りて人民數百、神輿を奉じて攝津豐島郡に到り、歌舞して旦に徹す。
外記日 西宮 記。八月三日丙寅、石清水の三綱等言す『神輿あり、攝津島上郡より
七九かう 大風雨。』
あした 二十七日辛酉、大風雨。
しまかみ

至り 鹿耳 幣帛を奉じ、歌舞圍繞するもの數千萬人』と。外記曰 五日戊辰、宣陽門・建秋門に人馬
 の聲有り。十日癸酉、馬の跡、鬼物の跡、紫宸殿の庭に見ゆ。古今著聞集 九月甲午朔、左大臣兼皇太弟傳左近

を石清水に修し、往年の賊の平ぎしに賽す。日本紀 二十九日壬辰、省試す。(八三) 十一月甲午朔、曆奏に物忌(八四) 冬十月癸巳晦、最勝王經長講(八二)

二十五日戊午、右大臣兼右近衛大將藤原實賴左近衛大將に轉じ、

七七 五龍祭 雨乞の祭をい

源さ 一同高聲に雨たべ海龍
王と唱ふ。七日にして驗なき
時は藏人を替ふ。此の外陰陽
師五龍祭を行ひ、龍穴御讀經
などして祈雨する法もある。

七八 有供の諸寺 定額の封戸
又は莊園を寄せられた寺を云
ふ。

七九三綱 三綱は諸大寺及び朝廷より封戸を寄せられた諸寺に置き、上座・寺主・都維那の三官を總稱す。又已講

内伊・阿闍梨の三官を有東三網といつた事もある。(一ノ一二五参照)

八〇 宣陽門 大内の裡の建春門内廓門の一、東陣、東闕門、

左兵衛、宮東面中門ともいふ。
八一 建秋門 蓋し建春門の誤
ならん。古今著聞本文には
一八月五日の夜、宣陽建秋兩
月の間に馬二匹、夜、宣陽建秋兩

門の間に黒二書は「かゝの言し
けり」とある。

八三省試 大寶令の制、大學國學より試験を受けて出身するものを貢擧といひ、既に學に入り修業して二經以上に通ずる時は、式部省之を試験す

八四 曆奏 毎年十一月一日、中務省より明年の曆を奏上することをつふ。此の時は天皇

南殿に出御御覽せらるゝのである。

大納言藤原師輔右近衛大將を兼ね。十二月七日己巳、天變を以て徒罪以下を原す。日本紀略。公卿補任。一代要記。

九年丙午、春正月二十一日癸丑、内宴を停む。二月壬戌朔、日之を食する有り。八日己巳、地震

ふ。二十五日丙戌、大風。日本紀略。夏四月二十日庚辰、天皇位を皇太弟に譲り、所藏記・帝王編年記、○公卿補任・愚管抄・榮華物語・及び紀略、編年記の一説には並に十九日。謙讓して太上天皇の尊號を受けたまはず。村上帝固く請

ふ。乃ち之を聽され、徙りて朱雀院に居し、數、嵯峨・醍醐・大井河・宇治・東山に幸し、芹河野・栗

隈野に遊獵したまふ。或は文人を召して、詩酒歡娛し、或は別宮に御して、騎射を觀たまふ。日本紀略。天

曆元年三月、往年の兵革に人多く死亡せるを以て、佛を繪き、經を寫し、本朝文粹千僧供を延曆寺に修せら

る。二年八月、東二條院に徙りたまふ。三年四月、又千僧供を興福寺に修せられ、十一月復た朱雀院に

徙り、日本紀略。六年三月薙髮したまふ。醍醐寺雜事記に引ける帝皇系。法名は佛陀壽、書・李部王記。四月仁和寺本

院に遷り、李部王記。八月十五日戊戌崩じたまふ。年三十。大鏡裏書。遺詔して、葬司を任じ、山陵を起すこと

を停む。扶桑略記。○葬司を任ずる。を停むるは、北山鈔に據る。故事に、嗣帝大行天皇の子にあらざれば則ち赦せず。是の時、特に文獻

太子の例を用ひて、天下に大赦す。李部王記。來定寺の北野に火葬し、大鏡裏書・一代要記。醍醐寺雜事記に引ける帝

王編年記の一説には、法性寺東中尾の南原に作る。御骨を後山階陵の側に藏む、一代要記・大鏡裏書。國忌を置き、荷前に列せず。○荷前に列

せざるは、北山鈔に據る。朱雀院と稱す。

天皇、政寬仁を尙ぶ。議者以爲らく『寬に過ぐ』と。藤原忠平、嘗て從容として奏聞す。天皇曰く

『朕、之を先帝に聞く。公の先人嘗て言ふ、政は琴を張るが如く、大絃急なれば則ち小絃を絶つと。

朕、若し嚴急ならば、下民何ぞ堪へん』と。古事談。

八五 興福寺 我國法相宗大本

山、奈良市の中央、山科寺又

厩坂寺ともいふ。藤原鎌足が

山科に草創し、不比等今の地

に移して興福寺と改稱され

た。

八六 仁和寺本院 山城葛野郡

花園村御室、山號は大内山。

世に御室と稱す。この本院の

外に子院六十ある。

八七 大行天皇 天子崩御して

未だ證を上らざる間の稱。(一

ノ一二七參照)

八八 文獻太子 名は保明、醍

醐天皇の子。延喜四年、皇太

子と爲り、延長元年二月薨す。

證して文獻太彥命と曰ふ。

八九 來定寺 山城國愛宕郡洛

東にある。或はいふ、寺址は

毘沙門谷にありたりと。

九〇 後山階陵 京都府宇治郡

醍醐村醍醐字御陵東裏。

〔備考〕第六十一代朱雀天皇在

位十六年。即位の元年は後唐

の明宗長興二年、西紀九三一

年。契丹の勢力漸く盛なり。

卷之三十四 本紀第三十四

村上天皇

村上天皇、諱は成明、醍醐帝の第十四子なり。日本紀略・一代要記・歷代皇紀・大鏡。○扶桑略記には第十七子と爲す。今、姑く紀略等の諸書に従ふ。説朱雀紀に見ゆ。朱雀帝

の同母弟なり。延長四年六月二日丁亥、桂芳坊に生る。日本紀略。大鏡。十一月親王と爲る。承平二年二月、始

めて書を読む。日本紀略・大鏡裏書。天慶三年二月、綾綺殿に冠し、日本紀略・大鏡裏書・皇年代略記。綾綺殿は醍醐寺雜事に引ける李部王記に據る。○愚管抄には十月と爲す。三品

に叙す。日本紀略・皇代記。李部王記。五年十二月、上野太守に拜し、六年十二月、太宰帥と爲り、七年四月、立ちて

皇太弟と爲り、書・皇年代略記。九年四月二十日庚辰、禪を承香殿に受けたまふ。日本紀略の朱雀紀、大鏡裏書の朱雀條、毘沙門堂所藏記。

二十二日壬午、遷りて綾綺殿に御したまふ。毘沙門堂所藏記。皇年代略記。關白太政大臣忠平・右大臣兼左近衛大將藤原

實賴・大納言兼右近衛大將藤原師輔、並に故の如し。公卿補任。二十六日丙戌、朱雀帝を尊びて太上天皇

と曰ひ、皇太后を尊びて太皇太后と曰ふ。○日本紀略の朱雀紀、大鏡裏書。二十八日戊子、天皇位に大極殿に即きたまふ。

時に年二十一。扶桑略記・一代要記。大鏡裏書。五月二十七日丙辰、妃藤原安子を以て女御と爲し、大鏡裏書。○一代要記にひて、四月十三日と爲す。英子

内親王を卜定して齋宮と爲す。一代要記。六月二十一日庚辰、天皇始めて紫宸殿に御して、官奏を視たまふ。

西宮記に引ける貞信公記。二十三日壬午、阿波言す『甘露降る』と。毘沙門堂所藏記。秋七月十日戊戌、上皇遷りて朱雀院に居た

まふ。八月十七日乙亥、朱雀院に朝す。日本紀略の朱雀紀。九月三日庚寅、穢を以て御燈を停む。山槐記元暦元年。冬十月

二十八日乙酉、御禊。一代要記・皇年代略記。十一月十六日癸卯、大嘗。帝王編年記・皇代略記の一説、皇年代略記の一説。○日本紀略・扶桑略記・歷代皇紀に十九日と爲すは誤なり。

十二月二十六日壬午、藤原述子を以て女御と爲す。大鏡裏書。○一代要記には二十七日と爲す。

天曆元年丁未、春正月四日庚寅、朱雀院に朝す。日本紀略。花鳥餘情に引ける李部王記。七日癸巳、叙位を停む。十四日庚

子、空中に聲あり、雷の如し。二十七日癸丑、客星、西方に見はる。二月三日己未、鹿有り、右馬寮に

一 桂芳坊 大内親朝平門内の東方、當時中宮の御産所にて皇太子の宮である。
二 冠す 元服男子始めて頭首に冠を加へ、大人の服を着け、成人となる禮をいふ。皇太子の儀式には加冠・理髮・能冠いづれも崇重な儀式を用ふ。
三 承香殿 大内親朝の一殿にて、仁壽殿の北にあり、内宴御遊を多く行はる。